

合併協議会だより

第 9 回合併協議会を朝地町で開催

2月12日、第9回大野郡5町2村合併協議会が朝地町の「朝地町公民館」で開催され、5項目の協定項目の協議を行いました。



協議項目内容

協議会は、継続協議となっていた「財産の取扱い」が協議され提案は「広報・広聴の取扱い（その1）」・「障害者福祉事業の取扱い」・「健康づくり事業の取扱い」・「上下水道事業の取扱い（その1）」が、提案されました。

2004

第8号

平成16年2月

第9回合併協議会

議案は、「大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について」を提案し、承認されました。

朝地会場は、38人の多くの方々が来られ、真摯に傍聴されていました。



あいさつをする羽田野昭太郎朝地町長

協議内容

＜継続協議の協定項目＞

第6回協議会（12月25日）で提案されましたが、第7回協議会（1月15日）・8回協議会（1月29日）で継続協議となった「財産の取扱いについて」が、協議されました。「財産の取扱いについて」のうち基金の持ち寄り額について「平成15年度の標準財政規模の20%以上の基金を持ち寄る」と提案が町村長連絡会からありましたが、決定に至らず、次回協議会まで更に継続協議となりました。

協定項目第5号

「財産の取扱いについて」

提案内容（当初）

- ① 5町2村の所有する財産、公の施設及び債務ははすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、市の財政運営を展望し適正な財政執行に努めるとともに基金の活用について、最小限にとどめ、必要な保有額の確保に努める。
- ② 大野郡5町2村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。
なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。



大勢の方々が傍聴しました。

町村長連絡会の協議結果提案内容

「平成15年度の標準財政規模の20%以上の基金を持ち寄る」

＜提案された協定項目＞

今回、「広報・広聴の取扱い（その1）」・「障害者福祉事業の取扱い」・「健康づくり事業の取扱い」・「上下水道事業の取扱い（その1）」が、提案されました。

次回協議会までに、関係町村で協議がされ、2月26日午後1時30分から、大野町中央公民館で開かれる第10回協議会で協議が行われます。



朝地町公民館で行われた第9回協議会

協定項目第28-1号

「広報・広聴の取扱いについて」(その1)

(広報関係)

- ①広報紙は、月1回発行する。
発行日、配布方法等については、合併時に統一する。
- ②その他の広報資料は、新市において調整する。

(広聴関係)

- ①行政座談会、行政相談、意見箱等については、新市において調整する。

協定項目第31号

「障害者福祉事業の取扱いについて」

- ①障害者計画については、新市において策定し制度の充実を図る。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
- ②国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。
- ③障害福祉年金等町村独自の事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように合併までに調整する。

協定項目第39号

「健康づくり事業の取扱いについて」

健康づくり事業については、事業内容に差異のないものは現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のあるものは合併までに調整することを基本とし、制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ質の高いサービスを目指す。

- ①健康づくり事業に関する各種計画については、現在策定されている計画を新市において策定する計画に反映させるものとする。
- ②救急医療体制については、現状を踏まえ新市において総合的に検討する。
- ③母子保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。
- ④老人保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。
なお、個人負担金を要する事業については、金額を統一する。
- ⑤予防接種事業については、合併までに調整し新市において統一する。
- ⑥結核検診事業については、合併までに調整し新市において統一する。
- ⑦精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市において統一する。
- ⑧その他の保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。

「上下水道事業の取り扱いについて」(その1)

①水道事業の取扱いについて

- ・水道事業については、新市に移行し、詳細は合併までに調整する。
- ・手数料については、合併時に統一する。
- ・料金の算定方法等は、現行のとおりとし、水道料金一本化の時に統一する。
- ・徴収方法は三重町の例により、合併時に統一する。
- ・給水加入金・給水装置工事方法については、合併時に統一する。
- ・給水装置工事業者の指定は合併時に統一する。

②下水道事業の取扱いについて

- ・下水道事業については、新市に移行し、詳細は合併までに調整する。
- ・手数料については、公共下水道は現行のとおりとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。
- ・使用料及び使用料の算定方法については、現行のとおりとする。
- ・維持管理方法は、公共下水道は現行のままとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。
- ・使用料の徴収方法、工事の実施方法・費用負担は合併時に統一する。
- ・加入金（分担金）は現行のとおりとする。

レポート

周南市を視察して

森 俊樹（朝地町新市まちづくり委員会副委員長）

去る2月2～3日、昨年4月21日に2市2町で合併発足した周南市を視察した。担当職員の説明を聞き、一番最初に感じたことは合併の難しさだった。当初からスムーズに進行したのではなくいろいろ紆余曲折があつて、脱退もあり、挫折もあつてなお熱意をもって進めなければならないということである。

人と人との関係でも大事なことは、思いやり、気配りであつて、これは市町村合併でも同じである。お互いに相手の立場をよく理解し、双方善意をもって事にあたらなければ成功しない。旧徳山市は人口も多く、規模の大きな町であるが、他の1市2町を良く理解し、

良い意味でのリーダーシップをもって進めてきたようで感銘を受けた。総合支所方式を採用しており、一見行革に反するようだが住民サービスを低下させないようにする為にはやむを得ない。議員の在任特例はまだしも、旧首長3人が特別参与で残り、高給をとっているのは如何なものか。議会の解散請求の署名運動が進行中との事、宣なるかなの感がある。

周南市は大規模工業地を持ち、その固定資産税143億円があるというのは大きな強みで、これは好不況に影響されない安定した財源である。

当大野郡5町2村は思い切った行財政改革が必要であるが、もっと必要なのは、お互いの信頼であり、思いやりであることを痛感した。



協議会での協議状況

確認された協定項目

協定項目		協議結果	協定項目		協議結果
1	合併の方式	対等合併	21	行政区の取扱い	広報第7号に掲載
2	合併の期日	H.17.3.31	22	男女共同参画の取扱い	広報第6号に掲載
4	新市の事務所の位置	広報第6号に掲載	24	国民健康保険事業の取扱い	広報第7号に掲載
8	地方税の取扱い	広報第6号に掲載	25	介護保険事業の取扱い	広報第6号に掲載
9	一般職の職員の身分の取扱い	広報第6号に掲載	30	衛生事業の取扱い	広報第6号に掲載
12	特別職の身分の取扱い	広報第6号に掲載	40	環境対策事業の取扱い	広報第6号に掲載
13	条例・規則等の取扱い	広報第6号に掲載	46	学校教育事業の取扱い(その1)	広報第6号に掲載
14	事務組織及び機構の取扱い	広報第6号に掲載		学校教育事業の取扱い(その2)	広報第7号に掲載
15	一部事務組合等の取扱い(その1)	広報第6号に掲載	48	社会教育事業の取扱い(その1)	広報第7号に掲載
19	町名・字名の取扱い	広報第6号に掲載	49	社会福祉協議会の取扱い(その1)	広報第6号に掲載
20	慣行の取扱い	広報第6号に掲載			

小委員会で検討中

協定項目		内容等
3	新市の名称	新しい新市の名称を募集しています。(3月31日まで)
6	議員の定数及び任期の取扱い	議員定数等検討小委員会で協議中

今後提案される協定項目

協定項目		協定項目
5	財産の取扱い	継続協議中
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	37 生活保護事業の取扱い
10	地域審議会の取扱い	38 その他の福祉事業の取扱い
11	新市将来構想の策定及び新市建設計画の策定	39 健康づくり事業の取扱い
15	一部事務組合等の取扱い(その2)	41 農林水産事業の取扱い(その1)
16	使用料・手数料等の取扱い	41 農林水産事業の取扱い(その2)
17	公共的団体等の取扱い	42 商工観光事業の取扱い(その1)
18	補助金、交付金等の取扱い	42 商工観光事業の取扱い(その2)
23	電算システムの取扱い	43 勤労者・消費者事業の取扱い
26	消防防災事業の取扱い	44 建設事業の取扱い(その1)
27	交流事業の取扱い	44 建設事業の取扱い(その2)
28	広報・広聴事業の取扱い(その1)	45 上下水道事業の取扱い(その1)
	広報・広聴事業の取扱い(その2)	45 上下水道事業の取扱い(その2)
29	交通対策事業の取扱い	46 学校教育事業の取扱い(その3)
31	障害者福祉事業の取扱い	47 文化振興事業の取扱い
32	高齢者福祉事業の取扱い	48 社会教育事業の取扱い(その2)
33	児童福祉事業の取扱い	49 社会福祉協議会の取扱い(その2)
34	人権教育・同和対策事業の取扱い	50 地籍調査事業の取扱い
35	病院・診療所の取扱い	51 定住促進事業の取扱い
36	保育事業の取扱い	52 その他の事業の取扱い(その1)
		52 その他の事業の取扱い(その2)

新しい市の名称を募集しています

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町で構成する大野郡5町2村合併協議会では、新しい市の名称を募集しています。

募集期間 平成16年 2月1日(日) から平成16年 3月31日(水) まで

募集方法 ▶ 官製はがき、FAX、電子メール、応募用紙（各町村役場等に配布）

応募資格 ▶ 年齢制限なし ・ 居住地制限なし ・ 1人1点の応募に限る

名前の表し方 ▶ 漢字名（ふりがな明記）、ひらがな名、カタカナ名を問わない。
また、その組み合わせも自由とする。

応募記載の内容 ▶ 新市の名称、命名の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号

応募上の注意事項 ▶ 現在の7町村の名称の単独使用不可

選定の基準 ▶ ① 地域をイメージでき、特長を表す名称。

② 地域の歴史、文化にちなんだ名称。

③ 対外的にアピールでき、知名度の向上が期待できる名称。

④ 新市のビジョンや地域住民の理想・願いにちなんだ名称。

⑤ 新市として希望が持て、発展を願う名称。

⑥ その他新市にふさわしい名称。

懸賞等について

■名付け親賞……1名（採用した名前の応募が複数の場合は抽選）10万円相当の商品券

■特別賞（上記抽選にもれた者も含む）……10名以内 1人1万円相当の商品券

提出先

■官製はがき又は応募用紙の場合……大野郡5町2村合併事務局 新市の名称募集係まで
〒879-7152 大野郡三重町大字百枝1086番地の35 大原総合体育館2階

【応募用紙は7か町村役場 合併担当課（役場窓口）にも置いてあります】

■FAXの場合……0974-26-4148（大野郡5町2村合併協議会事務局）

■電子メールの場合……大野郡5町2村合併協議会ホームページ

合併協議会は公開しています

協議会は、1月から毎月2回開催で、関係町村持ち回りで開催しています。都合により日程を変更することがありますので、傍聴をされる方は事務局にご確認のうえお越しく下さい。

協議会の予定

第11回協議会 3月11日(木) 午前10時
場所/千歳村中央公民館ホール

第12回協議会 3月25日(木) 午前10時
場所/犬飼町中央公民館大集会室

第13回協議会 4月8日(木) 午前10時
場所/三重町中央公民館体育室

第14回協議会 4月22日(木) 午後1時30分
場所/清川村中央公民館大集会室

幹事会も公開しています

下記の日程で幹事会を開催しています。都合により日程を変更することがありますので、傍聴をされる方は事務局にご確認のうえお越し下さい。

幹事会の予定

第10回幹事会 3月4日(木) 午前10時
場所/大原総合体育館研修室

第11回幹事会 3月18日(木) 午前10時
場所/大原総合体育館研修室

第12回幹事会 4月1日(木) 午後1時30分
場所/大原総合体育館研修室

第13回幹事会 4月15日(木) 午後1時30分
場所/大原総合体育館研修室

編集・発行/大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（フレッシュランドみえ内）
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148